

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日（火） 14:08～14:53

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計8名

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 伊江村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 29 年 第 4 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 4 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。委員総数 9 名中、9 名の委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。委員に 3 番並里委員、5 番東江委員を指名します。

日程の第 2、会期の決定の件を議題と致します。本総会の会期は本日一日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。3 件ございます。

先ず初めに No. 1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 13,398 m²。申請地が●。登記現況地目、共に畑。地積が 1,643 m²。坪にしますと 497 坪。所有権移転の売買での案件となっておりますして坪当たり 3,521 円での売買価格となっております。

続きまして No. 2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 20,962 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 3,136 m²。坪にしますと 948 坪。10 年間の使用貸借権での案件となっております。

No. 3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,550 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積、1,665 m²。坪にしますと 503 坪。10 年間の使用貸借権での設定となっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし、進行をお願いします。

議長 はい、質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定いたしました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので可否の意見を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●、登記地目、山林。現況地目、畑。地積が500㎡。うち、転用面積同じく500㎡。坪にしますと151坪。転用目的、農家住宅。所有権移転の贈与での案件となっております。次の頁お願い致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても併せて採択をお願い致します。意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興整備計画においては農用地区域から除外された区域の第2種農地となっている。本事業計画については、他に代替地を検討したが見付からず、また、地域の農業振興の観点から当該集落の土地利用の状況等を勘案して、周辺の農業上の利用に支障が無いことから申請地として認める。」という意見を付けて県へ進達したいのですが皆さまのご審議を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 進行をお願いします。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は議案の通り決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定致しました。

日程の第5「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は20,235㎡。申請地は●。登記、現況地目共に畑。地積が713㎡。坪にしますと215坪。所有権移転の売買での案件となっております。坪当たり3,000円での売買価格となっております。

次にNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が5058㎡。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が754㎡。坪にしますと228坪。所有権移転の売買での案件となっております。坪あたり1,000円での売買価格となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番。

2番 譲受人、●さんの経営面積が20,000㎡ありますけども、兼業農家ということで、まだ土地の規模拡大をするということなのか。あるいは特段の事情があって、例えば親戚の為に買うとか、そういった事情があるのかどうかですね、この辺ちょっと、わかる範囲で。

議長 はい。

局長 お答えします。これは譲渡人の●さんの方から、以前にも斡旋の申出があって、委員の皆さん御承知の通り、村内5筆程、看板が立ってしまして、やはり●自身も88歳という高齢と言う事もございまして、本人も那覇市の方に住んでしまして、その辺の農地の部分につきまして斡旋の申出があって、「売りたい」と。それでなかなか買い手が見付からないという中で●さんも●出身で同じ2班、という●さんとの接点もあって今回の売買での案件、という形で挙がっていると聞いております。以上です。

2番 議長。

議長 はい。

2番 ●さんはまだ他にも売りたいという土地があるのかどうか。ですね。

議長 あと3か所程あります。因みに一番大きいのが●ですね。そこに約800坪くらいのが出ております。それとウカバの方、あの辺りにも出ております。

2番 残っている土地についての「買いたい」という申し出はあるのか？無いのか？

局長 まだ直接は無いです。ただ一時、会長仰った●の所ですね、話がまとまりそうな話は聞いたんですけど「買ってもいい」という話があって。畜産農家の方なんですけど、その後は話が前に進んでない。というか、価格の折り合いがつかないのか、その辺ちょっと事情は分からないですけど、その後進展は無い様な感じなんですけど。

議長 宜しいですか。

2番 はい。

議長 他にありませんか。

2番 議長、いいですか。

議長 はい。安里委員、2番。

2番 No.2の価格が1,000円と言う事ですが、特別な事情があつての価格設定なのかどうか。その辺の事情、お分かりでしたら。

議長 ●さんは●在住なんですけど、前回の案件でも、西崎の方でも贈与という感じで●さんに譲っております。小さい畑なんですけど。今回は●さんと家が隣近所で、この土地も。そして住宅の方は妹さんが島に来て、踊りを皆さんに教えています。それで、いつも隣で家の管理とかそういう事を●さんがやってるという関係上、値段を下げてもいいんじゃないの。という事で1,000円。ということでやってる。という事です。

2番 あまりにも大変、優良農地なので、相当高いんじゃないか。と思ったんだが。

議長 道路超えて直ぐですので、向こうが管理する関係上、そこで落ち着いたそうです。その様に私は伺っております。はい。じゃあ進行致します。これで質疑を終わります。お諮りします。本案は議案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定致しました。

日程の第6。議案第4号「伊江村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 はい。事務局よりご説明致します。議案第4号「伊江村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について」。上記の件について別紙の通り制定したいので、可否の意見を求めます。

では、お配りしました「伊江村農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について」という資料をですね、ご覧下さい。

全部読上げたら時間がかかるので、私の方で要点だけ掻い摘んで説明したいと思います。

先ず、第2条の「推薦及び募集」なんですけど、最適化推進委員。委嘱は基本、農業委員会が総会において委員の決定を行って、新しい農業委員会がスタートする発足時の10月1日に同時に推進委員もスタート致します。その際、農業委員会の方から委嘱する関係で農業委員会総会に挙げて規則を制定したいと思っております。で、推薦及び募集なんですけど、一般推薦と団体からの推薦。そして本人自ら応募する一般応募。3つの方法ですね。これは農業委員についても同じでございます。

そして、第3条「担当区域」です。前回、2月の総会時ですかね、地図を用いて説明したんですが3地区、伊江東地区と伊江中地区と伊江西地区それぞれ1名ずつ配置する3名の推進委員の人数の体制で行いたいと思っております。

第4条「推薦及び応募の資格」推薦を受ける者ですね。被推薦者。及び募集に応募する者。そして推薦委員の推薦を行う事が出来る者としての資格はですね、(1)伊江村に住所を有する方で、10アール以上の農地について耕作の業務を営む者ですね。で、(2)第1号に規定する農地の面積につき、農耕作の業務を営む農地所有適格法人。昔でいう農業生産法人ですね、の組合員か社員又は株主ですね。で、3番目ですね、農業者が組織する団体であってその区域あるいはその地区が、伊江村農業委員会の区域。島にある全部又は一部に農地を有しているもの。で、(4)伊江村行政区の区長。各区分区長さんですね。そして(5)その他、農業委員会が認める団体。この1から5のいずれかに該当する者は、推薦を受ける方も出来るし、募集に応募する方も出来るし、推薦を行う事が出来る者。どれか一つ必ず有しないと出来ませんよ。という内容です。

で、第5条「推薦手続き」ですが、一般推薦につきましては農業者3名以上が名前を連ねまして、様式第4号に申込書を記載して提出します。

で、(2)「団体推薦」です。これは農業者の組織する団体。例えばJAとかですね。土地改良区とか。それと先程言った各区の区長さん、そういっ

た方々の団体推薦については様式第5号ですね。で、一般推薦、団体推薦についても農業委員会宛てに会長宛てに郵送、若しくは提出。という形になります。で、一般募集。自分で応募する方については様式第6号で応募手続きを行う。という事です。

第7条「推薦及び募集の周知方法」についてですが、やはりこれは法律で決まってるんですけど、募集期間は必ず、概ねですが1ヶ月間を時間割いて各農業委員会で設けて下さい、という決まりがありますから1ヶ月間とし、周知方法としましては担当窓口における閲覧及び配布。あと、村の広報誌。一応、5月広報誌に載せる予定であります。と、村のホームページ。広く周知しなさい。ということを経験されておりますので。

そして応募方法の内容については、今日お配りした「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項」この内容に沿う形で、これはホームページに載せるやつです。広報誌に載せるのはもっと要点だけまとめて、もっと簡素化にしてやりたいなと思うんですけど、ホームページにはこのまま、載せたいなと思っております。募集期間は6月1日から6月30日。という形の応募期間を今考えています。

で、「被推薦者及び応募者に関する情報の公表」これも必ず中間及び募集期間の終了後に遅滞なく村の掲示板及び村ホームページにおいて公表するものとする」となっているんですけど、やりなさい。って形でなっております。因みに●ですね昨日、●のホームページ観たんですけど、名護市は3月1日から3月31日に農業委員と農地利用最適化推進委員と募集かけていまして昨日、結果がUPされていたんですよ。農業委員の定数12名に対して農業委員応募24名。最適化推進委員定数13名に対して応募26名。で、両方兼務する事は出来ないんですけど、両方応募する事は出来ることになっていきますんで、両方応募した方が18名いらっしゃるという事です。こういう形でホームページで結果の公表になっているんですけど、こういう形でやりなさいという形になっていますから、うちもこれに準じてやらんといけないのかな、と思っております。

プラス、公表するにあたって私はずっと村の職員採用合格者発表については番号だったんですけど、●はこういう形でこと細かく、経歴とか、農業経営状況とか推薦理由とか、本人の情報をつらつらと書いてあるものですから。ここまで載せる必要は無いんじゃないかと僕は個人的に思っているんですけど。●、昨日公表されていまして後で皆さんご覧になって下さい。

はい、第9条「推薦委員の評価」。農業委員会の会長はですね、伊江村農業委員会の委員の会議、つまり総会です。総会において推進委員の候補者の評価を行うものとする。と、先程も言いました様に、委嘱は委員会会長が委嘱しますので、委嘱になるということは候補者を決定するのは農業委員会総会において決定するという事ですね。その内容の第9条でございます。

第10条が「推進委員の委嘱」農業委員会の会長は総会での評価の結果に基づきまして推進委員を委嘱する。ということになっております。附則

と致しまして、「この規則は平成 29 年 5 月 1 日から施行する」。ということ
で今日、総会でオッケー頂きましたら公示致しまして 1 日からの施行。
という形で今回、規則を挙げています。これが農地利用最適化推進委員の
委嘱に関する規則ですね。でもう既に「農業委員会の委員に関する規則」
は村長決裁になっていますので、これは 3 月 31 日付の 4 月 1 日施行で既
にスタートしております。内容は推進委員とほぼ一緒です。農業委員の方
についてもですね、一般推薦とか団体推薦、一般募集、で推薦する者、推
薦を受ける者、募集に応募する者、についても資格についても推進委員と
全く一緒ですね。そのうち、いずれかに該当する者ができる。という、ほ
ぼ内容は一緒です。農業委員についてはご承知の通り、村長が任命する。
ということもあって議会にかけます。●月の定例会において村長が議会に
あげます。議会の承認得て、村長が任命する。という流れになっておりま
す。

最後です。この 1 枚紙のスケジュールですが、この黄色い部分が今から
の部分になっております。先ず、四月の今日、今後ですね、区長会におい
てですね、やはり、今回変わる制度についての中身と、選挙制度から公選
制から今回の村長任命・会長任命のこの二つについての中身の方について
ですね、区長会で説明をした後、5 月の広報誌。そして推進委員の募集期
間を 6 月いっぱい。推薦の中間と最終結果の発表。そして書類審査等を行
いまして、13 番、7 月の総会におきまして推進委員が定員 3 名に満たせば
7 月総会において審議をして頂こうかなと思っております。で、農業委員
につきましては、村長が必要と言うことでしたら、評価委員会というのを
村長が招集してですね、評価委員会で評価して頂いたものを村長に答申し
て村長がオッケーであるのであれば 9 月の議会に上程すると。それで議会
の承認を得て後、10 月 1 日に村長から新しい農業委員の皆さんに任命して、
第 16 期の農業委員会がスタートする。というスケジュール内容になって
おります。すいません足早ですが、以上で議案第 4 号の説明について終わ
りたいと思います。

2 番 議長、休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(14:35~14:52)

議長 再開いたします。お諮りします。本案は議案の通り決定することにご異
議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は議案の通り決定致しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成 29 年第 4 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14 : 53

署名

会長 玉城 增生 印

3 番 並里 茂明 印

5 番 東江 良和 印